

議案第 20 号

議決第 号

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
の件

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月13日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年始良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第11条第1項中「から第8条の2まで」を「、第8条の2」に改め、「、第17条」を削り、同条第3項中「から第8条の2まで」を「及び第8条の2」に改め、同条第4項中「第3条、」を削り、「及び第16条第2項」を「、第16条第2項及び第17条第2項第1号」に改め、「給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。